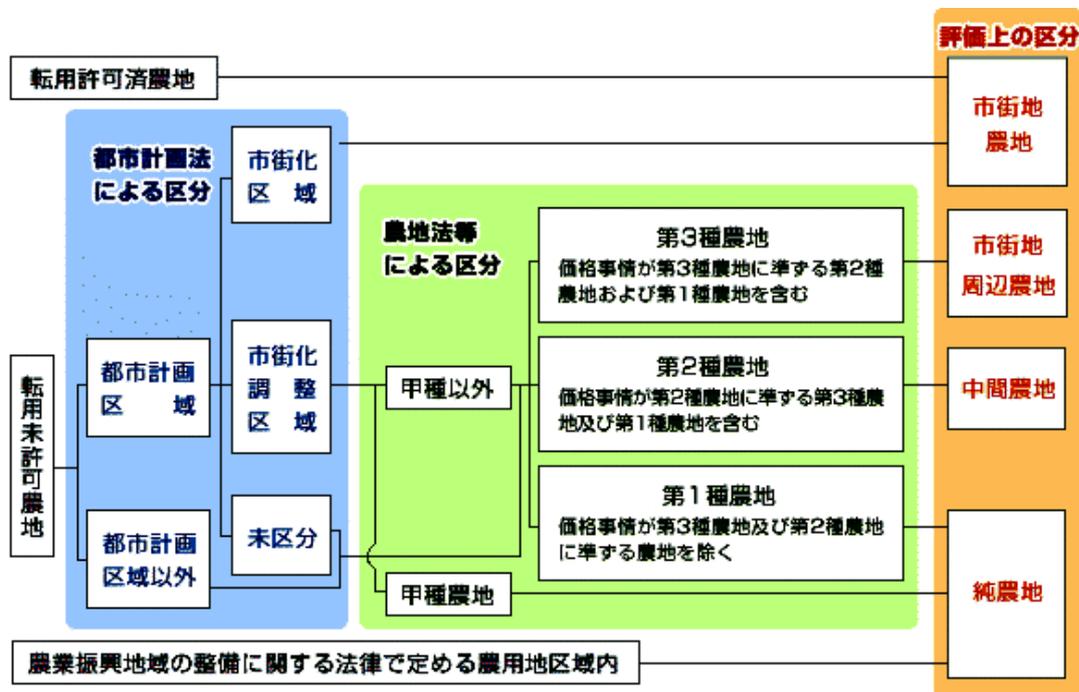


保存用資料

農地転用の闇

農地法の本来の目的は「耕作者が自ら農地を取得することを促進し、その権利の保護と優良な農地の確保や生産力の増進を図ること」ですが、昭和27年の法律制定時から社会的背景も変わり、住宅や他の事業による土地利用を考慮せざるを得ない状況になっています。



農地は、農地法に加えて農業振興地域の整備に関する法律により、規制の厳しいものから甲種農地（市街化調整区域内の優良農地）乙種農地（1・2・3種農地）に区分されています。

農用地区内の農地を宅地に転用するには、数ある規制をクリアしなければなりません。

農用地区にある農地転用が認められるのは極めて例外的であるといえますので、原則、転用計画を立てることは避けるべきであるといえます。

ただし、法律には必ずといっていいほど例外規定があります。

診療所の場合 農用地区除外申請 開発許可申請 農地転用許可申請をすべてクリアすることで、建物を建てる為の建築許可申請を出すことができます（ただし、当該地が診療所を必要としているか、面積は必要以上でないか（必要以上の面積は許可されない。駐車台数の算定を添付する）などの条件があります）。

先日、トヨタ自動車の工場が集中立地する愛知県豊田市で、農地法上もっとも厳格に転用が規制されている優良な農振農用地が相次ぎ転用され、農地賃料の100倍以上の価格で物流会社の倉庫に貸地されているとの報道がありました。「いずれも多額の税金を投じて土地改良した農地。農林水産省は食料自給率の向上を掲げながら、優良農地の転用に十分な歯止めをかけておらず、政策の矛盾が浮き彫りになった。」との事。

編集後記

岐阜市に在住、職場を持つ有志が集まり、弱者(老人・子供)の為のまちづくりを考える、「未来塾」が21日に発足します。多くの方の参加をお待ちしております。詳細はAgora岐阜HPにて掲載します。